

項目3 「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」について

〔定める事項〕

- 1 認定こども園の目標設置数、設置時期、幼稚園・保育所から認定こども園への移行に必要な支援、認定こども園の普及に係る考え方
- 2 県が行う必要な支援（幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等）
- 3 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 4 教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等との連携方策

- 1 認定こども園の目標設置数、設置時期、幼稚園・保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る考え方

参考

<幼保連携型認定こども園をめぐる国の動向>

これまでは...

○認可・指導監督

- ・幼稚園は学校教育法、保育所は児童福祉法に基づく認可であり、認定こども園として運営するためには、さらに県の認定を受ける必要がありました。

○財政措置

- ・それぞれの財政措置（私立幼稚園：私学助成、私立保育所：保育所運営費）が行われてきました。

制度の複雑さ、事務の煩雑さ等が普及を妨げる要因に！！

子ども・子育て支援新制度では...

認定こども園法の改正により、

○認可・指導監督

- ・学校と児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設となり、幼保連携型認定こども園としての認可を受けるのみで運営が可能となりました。

○財政措置

施設型給付に一本化されました。

(1) 県区域ごとの認定こども園の目標設置数、設置時期

市町における量の見込み、確保方策(検討中)、幼稚園や保育所の認定こども園への移行に関する意向、地域の実情等を勘案して、目標設置数を検討します。

< 参考 >

県の現状(認定こども園の数等)

○認定こども園：5 施設(平成 2 6 年 4 月 1 日現在)

- ・幼保連携型認定こども園：3 施設(伊勢市...公立：1、私立：2)
- ・幼稚園型認定こども園：1 施設(伊勢市...私立：1)
- ・保育所型認定こども園：1 施設(菰野町...私立：1)

○幼保一体化施設：2 6 施設

国の指針(幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針) に基づき、合同保育、合同活動等が実施されています。

(2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

○情報提供、相談対応等

移行を検討している市町、事業者が必要とする情報を迅速に提供するとともに、県、市町がそれぞれ設置する一元化した窓口において、移行にかかる総合的な相談支援を実施していきます。

< 参考 >

県の現状(一元化した窓口の設置状況)

県：健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課に設置(平成 2 6 年 4 月 ~)

市町：1 9 市町に設置

○財政支援

施設整備

国の補助制度等を最大限に活用し、必要な財政措置を講じることにより、施設の設置を促進していきます。

< 参考 >

県の現状(施設整備に対する支援)

- ・幼保連携型認定こども園の保育所整備
保育所緊急整備事業(安心こども基金)
- ・幼保連携型認定こども園の幼稚園、幼稚園型認定こども園保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分整備
認定こども園整備事業(安心こども基金)

運営費

市町を通じた施設型給付(利用児童の認定区分に応じた給付) により、

移行後の認定こども園の運営を支援していきます。

<参考>

県の現状（運営に対する支援）

- ・ 幼保連携型認定こども園

幼稚園部分：私学助成 保育所部分：保育所運営費

- ・ 幼稚園型認定こども園

幼稚園部分：私学助成 保育機能部分：認定こども園事業費（安心こども基金）

- ・ 保育所型認定こども園

保育所部分：保育所運営費 幼稚園機能部分：認定こども園事業費（安心こども基金）

（3）地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に利用することができ、地域の子育て支援も行う施設です。

県では、こうした認定こども園の周知、広報を図り、地域の実情に応じた普及に取り組んでいきます。

特に幼保連携型認定こども園については、学校と児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の認可施設となり、財政措置は施設型給付に一本化されるとともに、設置手続きが簡素化されたことから、教育・保育施設の確保が必要な市町に対して設置・移行（私立含む）を働きかけていきます。

また、過疎地域においては、少子化が進展し、集団教育・保育が困難な地域もあるため、必要に応じて、施設の統廃合等を契機とした認定こども園への移行を促していきます。

2 県が行う必要な支援（幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等）

参考

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針（関係部分抜すい）

第一の三

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要である。

認定こども園は幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設であり、教育・保育の一体的な提供を円滑に推進するためには、幼稚園教諭と保育士がそれぞれの業務、役割について理解しあうことが重要です。

そのために、幼稚園教諭は「養護の学び」を、保育士は、「教育の学び」を深めていくことができるようにしていく必要があります。

県では、幼稚園教諭、保育士の専門性の確保の観点から、それぞれを対象に実施してきた研修は大切にしつつ、合同研修の充実に向けた準備を進め、体制が整い次第、実施していきます。

○具体的な取組（案）

幼稚園教員養成機関、指定保育士養成施設、幼稚園・保育関係団体、市町、県（健康福祉部、教育委員会事務局）が連携会議を設置する。

- ・ 幼稚園教諭養成機関、指定保育士養成施設に対して教育・保育現場が幼稚園教諭、保育士に求めているものを伝えることにより、カリキュラム構成に反映させることができる。
- ・ 合同研修のあり方等について継続的に協議する。

<参考>

県の現状

幼稚園教諭に対する研修及び保育士に対する研修は、県（健康福祉部、教育委員会）、市町、幼稚園・保育関係団体がそれぞれに実施していますが、合同研修は少なく、幼稚園教諭、保育士を連携して支援する体制が構築されているとは言い難い状況です。

3 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

参考

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針（関係部分抜すい）

第一の二

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであることから、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要である。

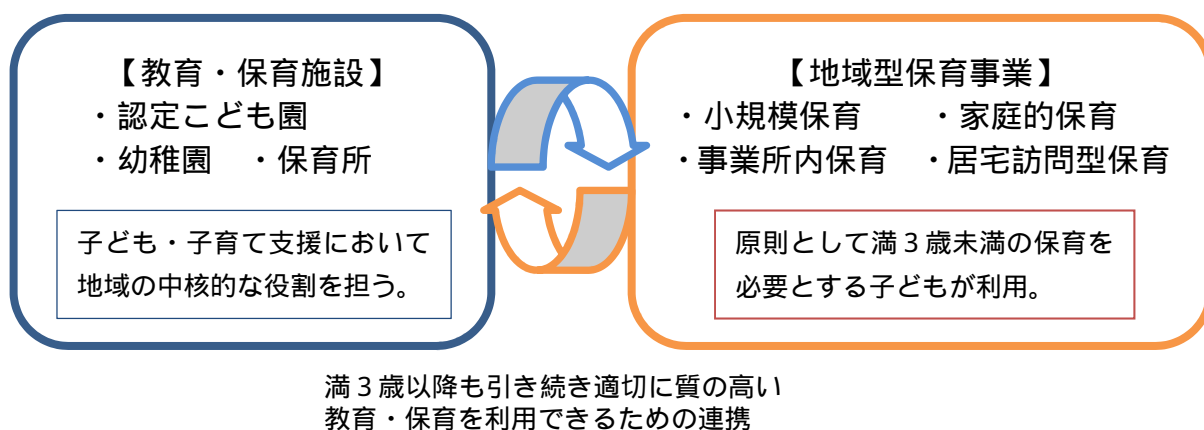
乳幼児期の発達は、連続性を有するものであり、一人ひとりの個人差が大きいことから、全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供していくことが必要です。

県は、国の補助制度等を最大限に活用して認定こども園の普及を図るとともに、市町、幼稚園・保育所関係団体、幼稚園教諭養成機関、保育士養成施設などの関係機関と連携し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。

4 教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策

(1) 教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携

必要に応じて保育の提供等に関する支援を行うための連携



質の高い教育・保育の提供のためには、事業者同士の密接な連携が必要です。特に教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は地域における子育ての中核的な役割を担うことが求められています。

また、小規模保育事業などの地域型保育事業については、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用するため、満3歳以降も適切に教育・保育が利用できるよう、教育・保育施設との連携が不可欠です。

県としては、各市町において具体的な取組が進むよう、関係機関会議を開催し情報共有の機会を設けるなど支援を行うことにより、事業者同士の円滑な連携が図られるよう取り組んでいきます。

(2) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策

【現状と課題】

これからの激動の時代を生きる子どもたちには、自信と意欲、高い志を持って、輝く未来を切り拓いていく力や、豊かな人間関係を築き、共に支え合い生きていく力を身につけることが重要と考えられ、そのためにも、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のそれぞれが連携し、一貫した理念に基づくきめ細かな教育を進めていくことが求められています。

幼稚園・保育所から小学校や特別支援学校に入学する際には、生活環境や学習環境の著しい変化から、子どもが学校に十分に適応できない状況が生じやすい傾向があります。小学校に入学したばかりの子どもたちが、学習に集中できない、教員の話の聞けずに授業が成立しないといった問題（小1プロブレム）が生じる場合があります。

子どもの発達段階に応じた一貫した教育を推進するため、子どもを中心に据え、認定こども園・幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が、それぞれ主体となった取組を推進するとともに、相互に連携を図る必要があります。

福祉部局と教育部局との連携により実現する、「総合教育会議」において、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携のあり方、総合的な放課後対策などについて、協議・調整を行います。

【推進策の考え方】

- ・幼稚園・保育所から小学校や特別支援学校、小学校や特別支援学校から幼稚園・保育所に働きかけ、相互の保育・授業の公開、合同研修の実施など教員の交流の推進
- ・学校段階ごとの「節目」の時期を中心に、合同学習や合同行事の実施など、校種を越えた子ども相互の交流を推進

<参考>

県の現状

- ・県内の多くの幼稚園において、小学校と連携して、保育・授業の公開、合同行事・合同学習、合同研修等による交流が行われています。
- ・小学校との円滑な接続のための教育課程の編成について、県内の多くの公立幼稚園において、小学校との情報交換を行うなど連携を図っています。
- ・研究協議会、園長会等の場で、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続について研修を実施しています。

- ・県内の発達障がい児が、各市町の保健・福祉・教育部門と連携し、早期発見・早期支援のため、保育所等に「CLM（Check List in Mie：発達チェックリスト）」と「個別の指導計画」を導入しています。
- ・就学前から学校教育段階における発達障がいを含むすべての障がいのある子どもの自立と社会参加を実現するため、一貫した支援体制の充実に向けて、「パーソナルカルテ」の活用を促進しています。

想定される取組

（子どもの交流）小学校体験入学、模擬授業体験、異年齢交流

（教員の交流）幼保小の教員の相互理解（合同研修等）

（保護者へのアプローチ）子育て講演会、入学前アンケート

（連絡体制の整備）小学校入学前の情報交換、園だよりや学校だよりによる情報交換

（一貫性のある指導計画） 幼児期から小学校低学年までの指導計画